

●令和8年5月1日発行 ●発行所/明治用水土地改良区 〒446-0065 愛知県安城市大東町22-16 ☎(0566)76-6241 ●責任者/石川克則
●ホームページ: <http://www.midorinet-meiji.jp/> ●E-mail: meijiyou sui@midorinet-meiji.jp



農業用水漏水事故からの復旧

令和7年11月30日午後7時過ぎ、安城市・刈谷市・高浜市・碧南市の広域へかんがいしている基幹パイプラインの「神楽山用水」から大規模な漏水が発生いたしました。この事故により、直径900mmの管体から毎秒1,000ℓもの水が溢れ出し、水路上部の遊歩道や側道が数メートル規模で陥没したほか、隣接する農地へも土砂が流入するなど、一時は危険な状況となりました。幸い、迅速な応急処置と復旧工事により、12月中旬には通水を再開することができましたが、改めて水利施設の維持管理の重要性を再認識する事態となりました。

現在、当改良区内の施設は、施工から50年近くが経過したものもあり、老朽化が深刻な課題となっています。令和7年度の漏水事故は40件を超えており、国営・県営事業による耐震化や老朽化対策、さらには小口径パイプラインの更新事業を計画・推進しております。このような漏水事故を発見された際は、危険ですので、近寄らず速やかに土地改良区までご一報ください。

また、パイプラインの破損は、通断水時の急激な制水弁操作が原因となることもあります。地元で制水弁を操作される際には、「ゆっくりとした操作」をしていただくようお願いいたします。

農地と地域を守る大切な財産である明治用水施設を、次世代へ確実に引き継いでいくため、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年4月1日現在の受益面積及び組合員数

市 別	安城市	豊田市	知立市	刈谷市	高浜市	碧南市	西尾市	岡崎市	その他	計
受益面積(ha)	2,978.6	266.3	329.4	573.7	159.7	249.3	142.8	485.5	—	5,185.3
組合員数(人)	6,053	692	927	1,616	584	563	635	1,190	549	12,809

令和8年度を迎えて



明治用水土地改良区 理事長 石川 克 則

青葉の候、組合員の皆様におかれましては、平素から当改良区の運営はもとより事業の推進等にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。昨年は、観測史上最高を記録する猛暑によりコシヒカリ・あいちのかおりの品質が著しく低下した大変厳しい年でした。一方で昨年から一部で栽培され始めた新品種米あいちのこころについては、夏の高温に強く高品質な米を安定して生産できるため、地球温暖化に対応した品種として期待されています。

近年、農業生産者を取り巻く環境は、肥料や農薬などの農業生産資材・燃料代の高騰など非常に厳しい状況が続いております。また、当改良区においても、パイプラインの老朽化による漏水事故の増加や材料・労務費等の高騰により維持管理費は増大しており、区画整理による都市化や大規模な企業進出により受益面積や組合員が減少し、とりわけ地元が行う浚渫や草刈り等の施設管理に支障をきたす状況となってきております。

さて、土地改良法等の改正法が令和7年4月に施行されました。基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置や地域の農業水利施設等の保全を行う枠組みが強化された内容となっており、当改良区においても将来的には水土里ビジョンを策定し、農業生産基盤の保全と土地改良区の経営基盤の強化を目指していく必要があると考えているところです。

また、現在施行中の国営農地防災事業矢作川総合第二期地区は、令和6年度の制度拡充により耐震化対策と一体不可分な範囲の更新整備（老朽化対策）が耐震化対策の一環として実現可能となりました。都市化などの社会情勢の変化に伴い、受益面積の減少や工法変更等により事業費の増加が生じ計画変更要件に該当するため、令和9年度の事業計画変更の確定に向けて今年度中に法手続きを行う予定であります。県営事業では水路更新・環境整備・濁水対策事業を施行中であり、明治用水が事業主体となる団体営・単県事業等においても、パイプラインの更新を計画的に行い、漏水事故の未然防止に努めているところです。

結びにあたり、先人の築かれました貴重な土地改良資産を健全な姿で後世に継承していくため、役職員が一丸となり、より一層施設の適正な保全管理に取り組んでまいりますので組合員の皆様には、円滑に事業が推進できますようご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



大村愛知県知事と手交



農林水産省 石川整備部長と手交

国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の近況報告

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 前所長 長山 政道



明治用水土地改良区石川理事長始め、役員、組合員の皆様におかれましては、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、耐震化対策を進める国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」等の推進に、ご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

まず、令和4年に漏水事故が発生しました明治用水頭首工の復旧工事の実施状況ですが、復旧対策検討委員からの対策工法の助言を踏まえ、漏水が発生した左岸側の復旧工事は順調に進み、本年6月には完了する予定です。また10月以降、右岸側の恒久止水対策を行い、令和9年6月には復旧工事を全て終える予定です。



また、昨年貫通した明治本流上流部の一部を複線化するシールドトンネルについては、今年度より、明治本流と接続する箇所工事に着手し、令和11年度から供用を開始する予定です。

一方、平成26年着工後の地域状況の変化等から、令和6年度より事業計画の見直しを実施しており、本年6月から土地改良法の手続きを開始し、令和9年度からは、新たな事業計画に基づき事業を実施する予定です。主な変更内容は、①老朽施設の更新整備の一部追加、②鹿乗井筋の受益を含む「矢作川沿岸地区」の本地区への組み込みであり、水道事業を含めた総事業費は2,050億円、完了時期は令和24年度を予定しています。事業推進へのご理解、また、工事現場周辺の皆様方のご協力をお願いします。

最後に、明治用水土地改良区のご発展、皆様の益々のご健勝を祈念申し上げます。（令和8年3月寄稿）

新年度のご挨拶

愛知県農林基盤局 局長 下平 達也



新緑の候、石川理事長を始め明治用水土地改良区の組合員の皆様方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、愛知県における農業農村整備事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、明治用水施設の適切な維持管理にご尽力いただいておりますことに深く敬意を表します。

本県には、明治用水を始め数多くの農業用水路が張り巡らされており、農業の発展はもちろんのこと、地域の暮らしや産業の発展にも大きく寄与してきました。しかしながら、農業水利施設などの社会インフラの多くが、高度経済成長期に整備されたため、近年、施設の老朽化が深刻な問題となっております。

このような中、国においては昨年、新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、農業の構造転換を集中的に推し進めるべく舵が切られております。併せて、土地改良法の改正、及び土地改良長期計画の策定が行われ、これら一連の法整備や各種計画の策定により、農業生産基盤の整備及び保全を的確に実施するための施策が整えられ、本年度より本格的に取組が始動いたします。

県といたしましても、これらの施策を積極的に推進するため、必要な予算の確保に最大限努めるとともに、施設の管理を担う皆様方と一丸となって、各井筋や小幹流の更新整備、防災・減災対策に取り組んでまいりますので、今後とも皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、明治用水土地改良区の益々のご発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和7年度総代会のご報告

臨時総代会

令和7年10月7日(火)午前9時30分より明治用水会館において、令和7年度臨時総代会を開催しました。

総代76名（現員数88名）の出席のもと、2議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。（書面議決3名、欠席9名）

第1号議案 令和6年度明治用水土地改良区事業報告書の承認について

第2号議案 令和6年度明治用水土地改良区収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の承認について



通常総代会

令和8年3月11日(水)午前9時00分より明治用水会館において、令和7年度通常総代会を開催しました。

総代77名（現員数88名）の出席のもと、10議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。（書面議決2名、欠席8名）

第1号議案 令和7年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算について

第2号議案 令和7年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支補正について

第3号議案 令和7年度新規団体営事業（神楽山地区）の施行について

第4号議案 令和8年度明治用水土地改良区一般会計収支予算について

第5号議案 令和8年度明治用水土地改良区中井筋小水力発電事業特別会計収支予算について

第6号議案 令和8年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支予算について

第7号議案 令和8年度賦課金の賦課及び徴収について

第8号議案 令和8年度加入金の賦課及び徴収について

第9号議案 令和8年度決済金について

第10号議案 令和8年度役員等の報酬等について

明治用水功労者を表彰

長年にわたり、明治用水土地改良区の事業推進にご尽力いただきました方々に、愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状、理事長表彰状が贈られました。

受賞されました皆様方のご功績に、心から感謝申し上げます。

受賞者は、次の方々です。（年数は、役員・総代などの在職年数）

愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状

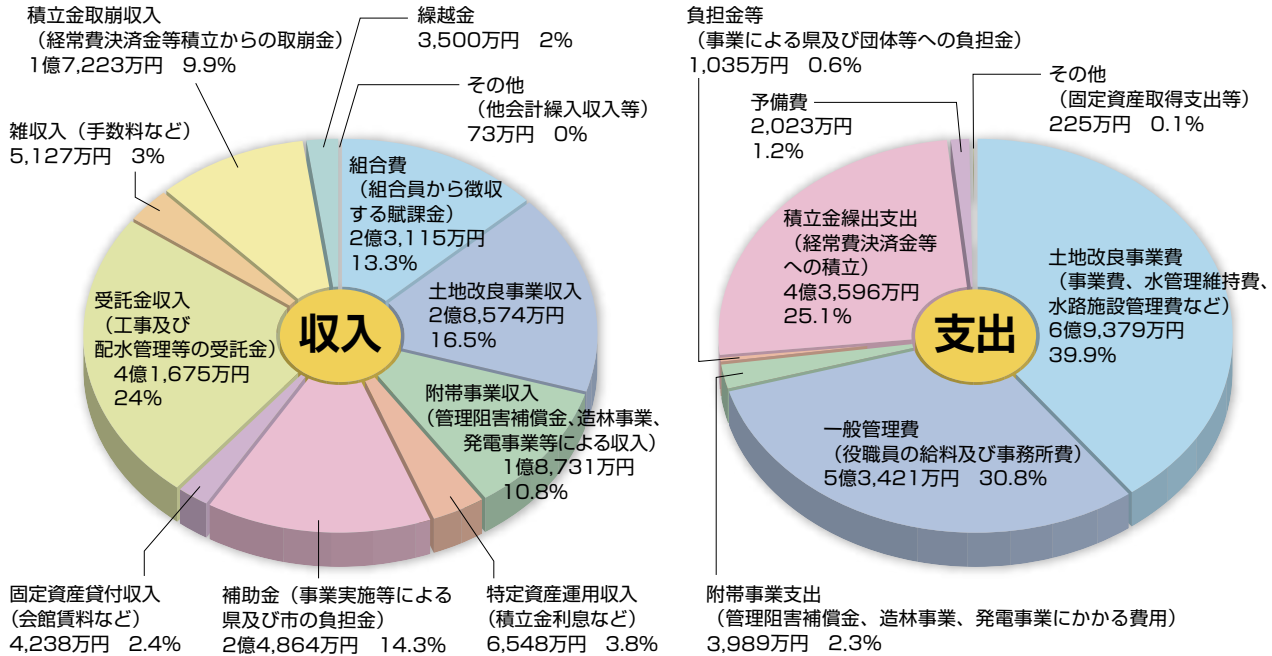
●加藤 倫教 様（15年） 刈谷市小山町 ●早川 輝昭 様（26年） 安城市和泉町

明治用水土地改良区理事長表彰状（総代）

●保田 光秋 様（12年） 知立市上重原町 ●野々山隆俊 様（14年） 知立市上重原町
 ●香村 幹雄 様（13年） 安城市安城町 ●高野 常也 様（12年） 刈谷市熊野町
 ●菱田 時男 様（12年） 安城市池浦町 ●神谷 俊市 様（13年10月） 安城市高棚町
 ●山田 広和 様（12年） 安城市二本木町 ●平野 健二 様（13年10月） 安城市緑町
 ●山本 坂一 様（12年10月） 刈谷市野田町

令和8年度予算 総額17億8,081万円

一般会計:17億3,668万円



特別会計:総額4,413万円

中井筋小水力発電特別会計 754万円

パイプライン修繕事業特別会計 3,659万円

令和8年度の組合費

単位:円

賦課区分	地区及び種別		経常費賦課金	特別賦課金		
				県営事業	単県事業	
地積割 (1,000㎡当り)	矢作川用水	第1種地	4,300	分担金-補助金	(事業費-補助金)×0.9~0.05	
		第1種地	4,300			
		明 治 用 水	第2種地	3,913	受益地面積	受益地面積
			第3種地	3,569		
組合員割	全地区1組合員		700	—		
賦課期日			令和8年4月1日	令和8年4月1日		
徴収期日			令和8年6月1日	理事長が定めた日		
徴収方法			直接及び委任徴収	直接及び委任徴収		

令和8年度の決済金

1,000㎡当たり単位:円

地区	種別	決済金額
矢作川用水	第1種地	436,848
明 治 用 水	第1種地	436,848
	第2種地	397,532
	第3種地	362,584

個人情報の共同利用について

本土地改良区は、保有する組合員の個人データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第5項第3号の規程に基づき、下記のとおり共同利用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。
なお、当該共同利用を行ってほしくない場合は、本土地改良区までご連絡くださいますようお願い致します。

記

(1) 国、都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合等との共同利用

- ①共同利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
- ②共同利用する者の範囲
農林水産省、愛知県、関係する土地改良事業団体連合会、本土地改良区の受益地に関する各市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び土地改良区連合
- ③共同利用する者の利用目的
本土地改良区の関係する国営事業、県営事業、その他の地域農業振興のため
- ④当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

(2) 農地中間管理機構との共同利用

- ①共同利用する個人データの項目
組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、賃借地及び賦課・徴収に関する事項
- ②共同利用する者の範囲
愛知県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）
- ③共同利用する者の利用目的
土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため
- ④当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

明治用水土地改良区 女性部

令和6年度に発足した第7期明治用水土地改良区女性部の活動は2年目に入りました。

● 通常総会（令和7年4月）

令和6年度事業報告、収支決算報告、令和7年度事業計画、収支予算について審議しました。

● 山間地産業体験（令和7年5月）

産業体験として椎茸の植菌作業を行いました。

● 上部利用施設の清掃（令和7年11月）

上部利用施設（東井筋）の清掃と寄植え体験を行いました。

● 土地改良施設等の視察（令和8年2月）

犬山頭首工の視察研修を行いました。



明治用水土地改良区 青壮年部

令和7年度の青壮年部は、通常総会をはじめ、「ふれあい田んぼアート2025」田植え参加、都築弥厚生誕260周年記念ウォーキング、水源かん養林研修会を実施しました。総会や研修の後には将来の土地改良事業の在り方についてなど活発な意見交換が行われました。

● 通常総会（令和7年4月）

● ふれあい田んぼアート2025参加

（令和7年5月）

● 都築弥厚生誕260周年記念ウォーキング参加

（令和7年10月）

● 水源かん養林研修（令和7年12月）



国営事業

総合農地防災事業

地区名	全 体		令和7年度まで			令和8年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
矢総二期	65,720,000	1式	29,739,000	1式		未定	1式	H26~R16

県営事業

地域用水環境整備事業

地区名	全 体		令和7年度まで			令和8年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
中井筋2期	884,000	1式	827,064	1式	93.5	38,000	1式	H25~R8

水利施設等保全高度化事業

地区名	全 体		令和7年度まで			令和8年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(m)	事業費(千円)	事業量(m)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(m)	
西井筋	5,499,000	5,507	1,247,696	996	22.7	160,000	65	R1~R10

防災水利整備事業

地区名	全 体		令和7年度まで			令和8年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
鹿乗2期	247,000	1式	70,921	1式	28.7	72,000	1式	R4~R8

改良区事業

令和7年度は、国営造成施設管理体制整備促進事業、団体営事業、適正化事業、単県事業、受託事業計14地区の事業と井筋・小幹流の維持管理業務を行いました。

●国営造成施設管理体制整備促進事業



東高根地区 電動弁設置工事

●団体営事業



永井田地区 永井田用水改良工事

●受託事業



北柳原地区 北柳原用水付替その1工事

●適正化事業



東井筋地区 流量計取替工事

●単県事業



東牧内地区 東牧内支川改良工事

●単県事業



柳原地区 柳原用水止水バンド設置工事



「水のかんきょう学習館」の活動

明治用水会館に隣接する「水のかんきょう学習館」は、大池公園敷地内に平成23年5月1日にオープンし、今年で15年目を迎えました。学習館では年間を通して様々な学習プログラムや体験プログラムを開催しています。令和7年度は、「水のかんきょう楽校」を8団体に、体験プログラムを7回実施し、明治用水の **水** **農** **食** **環境** の学習の機会を提供しました。

水のかんきょう楽校

管内の小学生を対象に、「明治用水」開削の歴史的経緯やパイプラインなどの農業用水施設、明治用水の水を生み出している水源かん養林のはたらきについて考え、楽しく学びました。

豊田市立平和小学校
[令和7年5月27日]



安城市立丈山小学校
[令和7年10月28日]



知立市立知立南小学校
[令和7年11月10日]



刈谷市立平成小学校
[令和7年11月19日]



体験プログラム

“水”“農”“食”“環境”をテーマに、明治用水の未来について考え、楽しく学びます。

寄せ植え体験
[令和7年4月24日]



豆腐作り
[令和7年8月20日]



陶芸体験
[令和7年9月20日]



しめ飾りづくり
[令和7年12月22日]



令和8年度の予定

5/16(土) 田んぼアート 田植え
7/25(土) 陶芸体験
10/10(土) 水の駅 稲刈り
2/20(土) いがまんじゅう作り

5/23(土) 水の駅 田植え
8/6(木) 鬼瓦づくり
12/12(土) しめ飾りづくり
3/25(木) 味噌作り体験

6/20(土) 豆腐作り体験
9/12(土) 田んぼアート 稲刈り
1/9(土) 水の駅 感謝祭

水のかんきょう楽校(通年)、体験プログラム(月1回)は今年度も開催します。詳細は、水のかんきょう学習館へお問い合わせください。また、明治用水ホームページにも掲載されています。

※場合により中止させていただくことがありますので、開催状況をホームページでご確認ください。

問い合わせ先 ☎(0566)76-6560 担当/総務課地域活動係(水のかんきょう学習館)

令和8年度配水計画

農業用水の利用については、水利権の範囲内で明治用水土地改良区利水調整規程にて定める配水計画に基づき、適正に利用することとなっています。令和8年度の配水計画に基づく取水は以下のとおりです。

1. 明治用水地区

期間	夏期通水4/1～4/14	夏期通水4/15～9/30	冬期通水10/1～3/31
最大取水量	3m ³ /s	30m ³ /s	3m ³ /s

※明治用水地区の本格通水は4月15日から9月30日までです。それ以外の期間は取水量が3m³/sに制限されます。取水量を超過して水を使用すると、今までどおりに水が使えなくなる恐れがあります。夏期通水時以外で大豆の入水や代かき等で、広範囲に水を使用する場合は、必ず用水課へご連絡をお願いします。

2. 矢作川用水（鹿乗）地区

期間	かんがい期4/1～9/30	非かんがい期10/1～3/31
基準配水量	0～2.85m ³ /s ※	配水できません

※使用できる水の量は季節や時期により異なります。

※矢作川用水（鹿乗）地区の本格通水は4月21日からです。この地区は、矢作川沿岸土地改良区連合により、水利権の範囲内で関係7土地改良区ごとに基準配水量が定められています。水の利用方法を誤ると水利権の取り消しにつながる恐れがあります。必ず配水ルールに則って、限られた水の有効利用にご協力をお願いします。

3. 冬期の水利用について

明治用水地区で、冬期に農業用水の利用を希望する方には届出をお願いしています。ただし、開水路、矢作川用水（鹿乗）地区は使用できません。届出をいただいた方には、工事や漏水事故などで、長期間断水する場合、ご連絡を差し上げます。届出については用水課へお問い合わせください。

なお、冬期はパイプラインの保守や施設の改良工事、突発的な漏水事故などにより断水する区域があります。施設作物や園芸などで日常的に農業用水を使用する方は、必ず補助水源（井戸水など）を確保し、長期間の断水の備えをお願いします。

なお、断水による作物補償はできませんのであらかじめご了承ください。

明治用水の公式ラインについて

突発的な漏水事故による断水の案内をいち早くお届けするために明治用水では公式ラインを運営しております。断水期間や断水区域等を確認することが可能です。友達登録がお済みでない方は、右のQRコードより登録をお願いいたします。



初期通水時の必須事項

転作などにより給水を行わない地域のほ場は、パイプライン内部に土砂やシジミなどの貝類が詰まり、水の出が悪くなる事が多くあります。必ず給水栓を大きく開け土砂等を排除する操作を行ってください。なお、この操作を行っても水の出が悪い場合は地元総代に連絡し排泥弁の操作を依頼してください。

給水栓は個人の財産

田用給水栓（写真①）や畑用給水栓（写真②）は、道路等に埋設されている農業用水管から分岐して、田や畑等に水を引き込むための給水設備です。分岐した後の、立ち上がりから上の施設（給水栓及び柵等）はすべて個人の財産です。水が止まらない・破損したなどで修繕を行う場合の修繕費は、原則**個人負担になります**のでご了承ください。また、トラクターやコンバインなどの農作業機械による給水設備の破損が多く発生しております。直接給水設備に当たらない場合でも、コンクリート柵を押すことで管が破損することもありますので十分注意して作業を行なってください。

なお、給水設備の修繕等を行う場合は、**必ず地元総代に連絡し制水弁の操作を依頼してください。**



田用給水栓（写真①）



畑地用給水栓（写真②）

代かき作業の『濁り水』

代かきによる『濁り水』が発生しています。環境にやさしいお米作りのため、浅水、止水板などを利用して『濁り水』の流出防止に努めましょう。代かきを行うときは以下の項目に注意しましょう。

【注意事項】

①代かき水の流出防止のため、ほ場への入水前に畦や排水口周辺を点検し、必要に応じて補修を行いましょう。

※点検のポイント

(1) 畦が崩れていたり、穴などがあれば補修または畦塗りをを行う。

(2) 止水板を閉めたときに隙間を生じさせない。

②代かきは、浅水状態（土面が見える程度）で行いましょう。

③代かき時は止水板を高くし、トラクターの走行作業で水が排水口から流れ出ないようにしましょう。

④田植えの3日以上前に代かきを行い、代かき作業後は落水しないようにしましょう。

⑤①から④に加え、濁り水防止用の凝集剤（塩化カリ、20kg/10a）の代かき前日散布もしくは代かき同時散布の実施に努めましょう。

（参考）油ヶ淵の濁水防止対策のための代かき実施時に遵守すべき基準

愛知県ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/shirokaki-kijun.html>



断水のお知らせ

明治用水頭首工の耐震化工事に続き、令和元年度より明治本流（開水路区間）の工事が始まりました。**事業完了までは、関係水路を冬期に長期間・広範囲で断水します。本年度は、明治本流（開水路）から分水している各用水の断水を予定しています。**断水期間は最小限で計画しますが、工事の進捗によっては水量の制限や水圧を下げて水管理を行うため、**場所によっては水が出にくい**ことが想定されます。

また、明治用水では冬期に水路施設の維持補修や改修工事を行っておりますので、パイプライン地区ではやむなく断水することになります。**本年度は西井筋、柳原用水、子竿用水、永井田用水、蟻畔用水等で断水を予定しています。**

詳細については関係総代及び冬期配水届出者の方々にご連絡いたしますが、冬期の水使用をしている方にはご迷惑をおかけすることとなります。ご理解とご協力をお願いします。

パイプライン**漏水時**にも修繕工事完了まで断水することとなります。漏水事故は突然発生しますので、施設園芸（ハウス）等、日常的に水を必要とされる方は、**必ず補助水源を確保**していただきますよう重ねてお願いします。

【水路境界の確認について】

当土地改良区の管理する井筋、小幹流に隣接している土地の売買または造成、建物などを建築しようとする方は、あらかじめ当土地改良区及び関係者の立ち会いの上、境界を確認してから実施してください。



問い合わせ先 ☎(0566)76-4921 担当 / 工務課

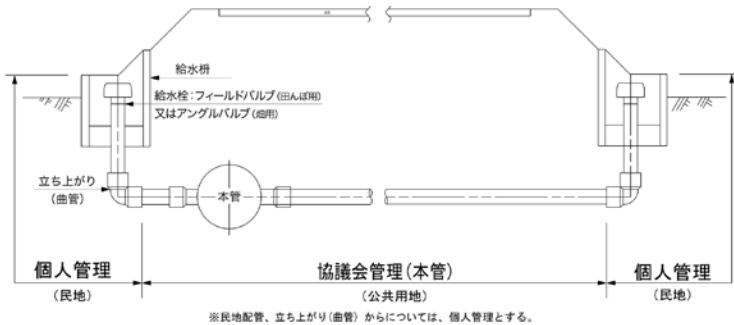
明治用水パイプライン協議会からのお知らせ

昭和54年の協議会発足から40年以上が経過し、パイプラインの老朽化により、近年漏水事故が多発しております。

修繕工事は協議会（当土地改良区に事務局）にて施工しておりますが、近年の資材等の物価上昇や漏水事故の増加により修繕工事費が増嵩しており、近い将来協議会の運営が困難となることが予測されております。

修繕工事費については、関係市にもご協力をいただきながら捻出しているのが現状ですが、総代・組合員の皆様方につきましても、地元にてバルブ操作の際に急激な通断水を控えてパイプラインの保全に努めていただき、緊急性のない軽微な修繕については先送りさせていただくなど、協議会の運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

また、修繕工事については**漏水状況等により復旧までに時間がかかる場合があります**ので、ご理解ご協力をお願いします。



明治用水パイプライン協議会管理区分図



漏水事故

事務局組織について



総 務 部	
<総務課 総務係・林務係> ☎0566-76-6241	
業務内容	組織及び財政の基本計画 文書の収受及び発送、諸行事の調整に関すること 造林事業、根羽造林事務所の管理に関すること
お知らせ	配水総代・水路総代の交代が生じた際は、速やかに届出をしてください。
<総務課 会計係> ☎0566-76-4920	
業務内容	会計に関すること
<総務課 地域活動係> ☎0566-76-6560	
業務内容	水のかんきょう学習館に関すること 啓発に関すること
<財務課> ☎0566-76-4920	
業務内容	組合費に関すること、決済金に関すること 農地転用や耕作者異動に関すること 施設の他目的使用、管理阻害物に関すること
お知らせ	管理阻害物対象物件（住宅などの排水）が公共下水道に接続した際は、速やかにご連絡ください。

工 務 部	
<工務課> ☎0566-76-4921	
業務内容	改良工事に関すること 水路の漏水事故などに関すること 他事業との協議に関すること 管理水路の境界立会に関すること
<用水課> ☎0566-76-4923 <水源管理所> ☎0565-28-0466	
業務内容	用排水の調整に関すること 川ざらえ、草刈り、地域用水に関すること
お知らせ	夏期通水 は4月1日から9月30日までです。 * 取水量の変更は総代を通じて前日の16時までに連絡してください。 冬期通水 は10月1日から翌年3月31日までです。 * パイプライン地区のみ届出により使用可能。 代かき（乾田直播を含む）による河川の水質汚濁が起きないように配慮して作業をお願いします。（川や海を汚さないようご協力をお願いします。）

職員の人事異動(管理職) [令和8年4月1日]

- ▷ 都 築 功 憲 事務局長（矢作川沿岸水質保全対策協議会事務局長）
- ▷ 平 岩 和 晃 工務部長兼管理責任者兼矢作川沿岸水質保全対策協議会事務局長（工務部長兼管理責任者）
- ▷ 中 野 秀 一 総務部長兼会計主任兼通水百五十年記念事業担当（財務課長兼課長補佐）
- ▷ 早 川 聡 総務課長兼学習館館長（総務課長）
- ▷ 三 浦 勇 次 財務課長兼課長補佐（工務課長補佐）
- ▷ 杉 浦 顕 史 矢作川沿岸水質保全対策協議会事務局長補佐（総務課長補佐兼学習館館長兼林務係長）
- ▷ 各 務 彰 江 総務課長補佐兼総務係長（会計係長兼会計事務補助者）
- ▷ 神谷将太郎 工務課長補佐兼調整係長（総務係長） ※（ ）は旧役職

退職

- ▷ 江川 哲（事務局長）
- ▷ 本田 巧（総務部長兼会計主任）
- ▷ 神谷知良（水源係長兼施設係長）

募 集

令和9年度新規採用職員



私たちは西三河の地を流れる明治用水を維持管理しています。地域貢献を！地元で働きたい！農業のために！との思いがある方、ぜひご応募ください。

仕事内容は一般事務や用水管理等があります。少しでも興味のある方、まずはホームページをご覧ください。お待ちしております。



ホームページ・
Eメール
について

水土里ネット明治用水ではホームページを開設しています。トピックスを始めとし、通水状況、ダム貯水量などの最新データがご覧いただけます。（ダムデータは夏期通水期間のみ）

<http://www.midorinet-meiji.jp/>（「明治用水」で検索が可能です）

ホームページに併せEメールアドレスもございます。簡単なご意見、ご質問はEメールでどうぞ。

meijiyousui@midorinet-meiji.jp（代表）

このような時は必ずお手続きをお願いします！

公的機関（市、農業委員会、法務局）や農協等で手続きを行っても、土地改良区への届出や申請がなければ、土地原簿及び組合員名簿は変更されず、**従来のまま組合費が賦課**されますのでご注意ください。

※必要な書類を郵送しますので、財務課までご連絡ください。

※様式は明治用水ホームページ内からもダウンロードできますのでご利用ください。

（右側QRコードよりご覧いただけます）



①「組合員異動届」

組合員資格を異動するにはお手続きが必要です。（土地改良法第44条第1項）

- （例）①組合員の方が死亡（相続）されたとき ②組合員の方が住所等を変更したとき
③農地を売買・交換、または賃借を変更したとき ④経営移譲したとき など

②「農地転用等の通知書」（地区除外申請）

農地転用などにより地区除外をする場合は決済が義務付けられています。（土地改良法第43条第2項）

決済には土地改良区への申請と決済金の納付が必要です。

- （例）①農地転用（宅地、駐車場等）するとき ②公共事業用地（道路、河川用地等）で買収されるとき
③水田を畑にするなど用水を使用しなくなるとき など

決済金とは？

決済金は、地区除外後の残った受益地・組合員への過重負担を防ぎ、公平を図るためのものです。

土地改良区は受益地（農地）に対して賦課する組合費を集め、施設の整備・維持管理を行っています。地区除外をすると全体の受益地面積が減少するため、残った組合員の負担は大きくなります。この負担が過重となることを防ぐため、本来組合費としていただく費用を決済時に一括してお支払いいただくものが決済金です。

＼農地転用決済金は譲渡費用と認められる場合があります！／

土地を売却された際に土地改良区へ納付した決済金は、一定の要件を満たせば譲渡費用として認められる場合があります。詳細については税務署にご確認ください。

よくあるご質問

Q. 休耕して明治用水の水を使っていなくても組合費を支払うのですか？

はい。組合費は施設の維持管理費等に充当するために農地の面積に応じて賦課するものであり、用水の使用状況に関わらずお支払いいただく必要があります。

Q. 組合費を滞納するとどうなりますか？

納期限内に納入されない場合は督促状を発行しますので、すみやかに納入してください。延滞日数により延滞金が発生する場合があります。長期に渡り滞納されますと滞納処分（財産差押）の対象となりますのでご注意ください。（土地改良法第39条）組合員の異動がある場合、旧組合員に未納金があるときは新組合員に納入義務が生じます。（土地改良法第43条1項）

Q. 所有している土地は全て宅地なのに組合費の賦課通知書が届きました。なぜですか？

既に農地転用をした土地であっても、土地改良区へ決済のお手続きをしていない土地には組合費を支払う義務が生じます。市街化区域の農地転用では土地改良区の意見書が必要ないため多く見られます。また、相続等で所有者が変わっていても賦課は続きますのでご注意ください。

組合費の賦課について

- 明治用水土地改良区は農業用水利施設の整備・維持管理を行っています。皆様から頂く組合費は、農地へ安定して水を供給するための費用や組織の運営に充てています。
- 当年度組合費は賦課基準日（毎年4月1日現在）の土地原簿をもとに算出します。
- 農地転用等により地区除外をする場合は決済のお手続きが必要です。（土地改良法第43条第2項）
決済をされていない土地は、用水不使用であっても賦課の対象となりますのでご注意ください。
- 農地の確認等につきましては財務課までご連絡ください。

組合費の完納にご協力ください【納期限：令和8年6月1日】

通知書を利用される方へ

コンビニ・スマホアプリ（手数料無料）

- 領収証は通知書に付随しています。
- お使いいただけるコンビニエンスストア・スマホアプリは通知書裏面をご覧ください。

ご注意ください！

- お支払いは現金のみです。クレジットカードや電子マネーは使用できません。
- 以下に該当する通知書はコンビニエンスストア・スマホアプリで使用できません。
 - ・納期限が過ぎた通知書
 - ・支払金額が30万円を超える通知書
- スマホアプリからの納入は、領収書は発行されません。



金融機関で振り込まれる方へ

○下記金融機関では通知書が使用できなくなっております。窓口で備付けの振込用紙にてお振込みください。

農協（あいち中央農協以外）、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行（賦課通知書の裏面をご覧ください。）

- 振込手数料が必要な金融機関があります。（三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行等）
- ATMやネットバンキングから直接お振込みされる方は、**氏名の前に組合員コードを必ず入力してください。**

組合費の納入は口座振替が便利です！

金融機関の窓口やコンビニエンスストアへ行く手間が省けます。口座振替手数料は土地改良区が負担します。下記の金融機関から口座振替ができます。

- ◎愛知県内の各農協
- ◎三菱UFJ銀行
- ◎碧海信用金庫
- ◎西尾信用金庫
- ◎岡崎信用金庫
- ◎豊田信用金庫
- ◎ゆうちょ銀行

※本年度中に口座振替依頼書を提出していただいた場合、来年度の口座振替から対象となります。
※申込用紙ご希望の方は財務課までご連絡ください。

問い合わせ先 ☎(0566)76-4920 担当 / 財務課